

どの写真が映えてる??

過去に NEXT グループで「フォトコンテスト」を開催しました。このコンテストはチーム戦で、チーム全員の身体の一部が写っていることを条件に、映え写真の撮影に挑みました。

結果は、投票によってDチームが優勝となりました。皆さんはどのチームが映えていると思いますか??



皆さんも携帯の中にある写真を見返してみませんか? 家族や友人と思い出話に花を咲かせましょう。

また、皆さんも「映え」や「笑える」写真を撮影して、コロナ禍で暗くなっている毎日を盛り上げましょう!!



NEXT
GROUP



経友会
KEIYUKAI

〒500-8364

岐阜市本荘中ノ町1丁目1番地

VOL371.APRIL.2022

税理士法人
NEXT
Advisory Office

NEXT
社会保険労務士法人 NEXT

NEXT
GIFU

税理士法人

社会保険労務士法人

行政書士法人

株式会社

NEXT

NEXT

NEXT

NEXT岐阜

TEL . 058-275-3555(代)

FAX . 058-275-3556

E-Mail . info@next-zei.jp

E-Mail . Sharoushi@next-zei.jp

TEL . 058-275-3550(代)

FAX . 058-275-3557

E-Mail . info@next-gifu.jp

NEXT岐阜のほっけん通信 Vol. 27

いつもお世話になっております！NEXT岐阜リスク担当の松井です。
お陰様で vol.27 となりました。これからもよろしくお願い致します！
事故時保障不足 0、無駄な保険料 0 を目指して！



急増するサイバー攻撃、対策できていますか？

大企業だけでなく中小企業にも攻撃のターゲットの対象が拡大しています。
攻撃関連の脅威も、標的型メール攻撃・ランサムウェアなどさまざまです。

企業にかかるリスクには…

損害賠償や事故対応費用による金銭の損失・社会的評価の低下による顧客の喪失・システムやメールの停止による事業継続の阻害となるかもしれません。



そんな時には！！ **サイバー保険** がおすすめです。

サイバー事故により企業に生じた第三者に対する賠償責任、事故時に必要となる費用や自社の損失利益を包括的に補償できます。

今のうちにサイバー攻撃への万全対策を！

従業員が新型コロナウイルス感染症に感染。従業員へ補償できるか不安…

- ・感染経路が特定され、業務中に罹患と労災認定された場合
業務災害補償保険では、「労災認定身体障害追加補償特約」がセットされていれば補償対象になります。
- ・感染経路が不明として、業務中に罹患したと労災認定されなかった場合
ご加入されている「上乘せ労災保険」では補償対象外の可能性があります。

企業にかかるリスクには…

「安全配慮義務違反」として、従業員とのトラブルや再発防止策への対応費用などが必要

2021年10月から、「上乘せ労災保険」で業務中・業務外にかかわらず、「新型コロナウイルス感染症リスクを補償できる特約」が新設されています。

- ◎新型コロナウイルス感染症を含む特定感染症・指定感染症に罹患、発病の日から180日以内に入院・通院・後遺障害が生じた場合に事業者から従業員へ支払う補償金。（労災認定を待たずに）
- ◎新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、従業員等が発病した場合に事業継続・感染拡大防止のために事業者が負担する費用。（特約支払限度額または100万円のいずれか低い額）



株式会社 NEXT 岐阜

リスクマネジメント部 担当：松井・棚橋

058-275-3555

NEXT
G I F U

【関与先紹介】

当事務所の関与先であります、株式会社 ラボーナ様が岐阜城下町でテナントを募集しておりますので、ご紹介させていただきます。

FOR RENT

Meet Us



テナント募集

飲食店や間借りキッチンなど
場所は、岐阜城下町でよいところ♪

WORK × FOOD × *Worship*
LABO
岐阜城下町

FLOOR

RF / ASK...
6F / ASK...
5F / ASK...
4F / ASK...
3F / SCHOOL / PCsスクール・職業訓練校
2F / COWORKING SPACE / コワーキング施設
1F + KURA / CAFE and FOOD / カフェとか飲食店とか...

PLACE



Kamiokuwamachi, Gifu-city

株式会社 ラボーナ

TEL : 058-275-3023 H P : <https://rabona.jp/>



22年夏
ぐらには
オープン!
したい~



NEXT YouTube チャンネル情報

4月1日より公開予定

生命保険金を活用した相続対策その ～生命保険金の「非課税枠」～

事務所営業日

A P R I L

2 0 2 2

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29 昭和の日	30

の日につきましては、社会保険労務士法人 NEXT のみ営業となっております

【編集委員】大塚・浅野・東谷・可児・下斗米